

第15章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第82条 当社は、協定事業者（別表2（接続形態）において指定する接続形態において、利用者料金設定事業者となる国際系事業者に限ります。以下、この条において同じとします。）から、お客様情報照会書によりFOMAサービス、Xiサービス及び衛星電話サービスの契約者に係る契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報の提供を求められた場合は、次の場合に限り、その提供を求められた情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下、この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨協定事業者に通知します。

- (1) 対象契約者がその協定事業者の契約者及び契約の申込みをした者（以下、この条において「契約者等」とします。）であること。
 - (2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。
 - (3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに付いて、対象契約者の同意を書面により得ていること。
 - (4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令（以下、「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）を遵守すること。
 - (5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。
- 2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び衛星電話サービス契約約款に定める住所変更の届出があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。
- 3 当社は、協定事業者からFOMAサービス、Xiサービス及び衛星電話サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第1項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を磁気媒体により提供します。ただし、この場合において第1項第1号に定める規定については、契約の申込みをした者を除くものとし、第1項第2号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとし、
- (1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を磁気媒体により提供すること。
 - (2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。
- 4 当社は、契約者情報及び異動情報の提供にあたって必要であると判断したときは、その協定事業者にその契約者等の同意書の提出を求めることがあります。
- 5 情報提供にあたり、契約者等から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。
- 6 契約者情報及び異動情報の提供に係る具体的な事務処理については、当社と協定事業者との協議の上定める国際電話利用契約者情報の提供に関する事業者間確認事項に規定します。

(位置情報の提供)

第82条の2 当社は、位置情報の提供対象となるFOMAサービス利用者又はXi

サービス利用者（以下、この条において「対象利用者」といいます。）が、位置情報の送付について同意している場合に限り、位置情報提供機能を利用する協定事業者に対象利用者に係る位置情報（技術的条件集に定める情報に限ります。）を提供します。

2 前項の規定により当社から位置情報の提供を受けた協定事業者は、位置情報の取扱いにあたって、個人情報保護ガイドライン等を遵守していただきます。

3 情報提供にあたり、対象利用者から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は責任を負いません。

（様式）

第83条 この約款の規定に基づく協定事業者（接続申込者を含みます。）からの申込み及びその申込みに対する当社からの回答は、別表3（様式）に規定する様式によるものとします。

ただし、別表3（様式）に様式の定めがないものについては、協定事業者は、任意の様式により申し込むことができます。

（承諾の限界）

第84条 当社は、協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又はその請求を承諾することによって保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、又は協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合において、その理由をその請求した協定事業者に書面により通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（双務的条件）

第85条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第8条（当社の接続対象地域）、第16条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第24条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第26条（瑕疵）、第32条（協定上の地位の移転又は承継）、第36条（当社が行う協定の解除）、第40条の2（特定電子メールの取扱い）、第42条（協定事業者の切分責任）、第43条の2（第三者への債権譲渡等）、第45条（相互接続通信の切断）、第48条（接続の一時中断）、第49条（接続の停止）、第50条（接続の中止）、第50条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第61条の2（期限の利益喪失）、第65条（割増金）、第66条（延滞利息）、第71条の2（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第72条（免責）、第84条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第8条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た提供区域」に読み替えるものとします。

2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第12条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。

（協議が調わない場合の取扱い）

第86条 当社及び接続申込者は、協議が調わない場合には、事業法第154条第1項若しくは第157条第1項に規定するあっせん又は同法第155条第1項若しくは第

157条第3項に規定する仲裁により解決を図ることができるものとします。

- 2 当社は、前項の場合において、接続申込者が事業法第155条第1項若しくは第157条第3項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由がある場合に限り、その申請に同意することとします。